

恵那市議会委員会行政視察報告書

1. 委員会名 市民福祉委員会
2. 視察年月日 令和4年10月26日から令和4年10月28日まで3日間
3. 視察委員名 西尾 努、服部 紀史、山内 敏敬、安藤 直実、鵜飼 伸幸、
後藤 康司
4. 随行者 議会事務局書記 米澤 彩奈
5. 視察地及び視察事項の概要

月 日	視 察 地	視察事項の概要
10月26日	1. 福井県坂井市 坂井市役所 「重層的支援体制整備事業について」	別紙のとおり
10月27日	2. 福井県あわら市 ピアファーム 「農福連携について」 3. 富山県南砺市 南砺市役所 「子育て支援について」 「特定健診向上の取り組みについて」	
10月28日	4. 新潟県三条市 三条市役所 「マイナンバーカードによる窓口支援について」	

上記のとおり報告します。

令和4年11月28日

恵那市議会市民福祉委員会
委員長 西尾 努

恵那市議会議長 鵜飼 伸幸 様

1. 【重層的支援体制整備事業について】

福井県坂井市 坂井市役所

1) 視察の目的

坂井市は、重層的支援体制の整備にあたり、平成 28 年に福祉総合相談室を設置したものの、所管課が連携不足になるのではないかという危機感から、地域共生社会の実現に向けた取り組みを始めた。総合支援包括化推進会議を設置し、各分野対象者や属性を限定せず総合的な支援方針を見立てる場とするとともに、地域の支援体制として地域力強化推進会議を設置し、個人・地域が相談しやすい体制に取り組んでいる。これらの取り組みのメリットと運用までの問題点を視察した。

2) 調査事項・概要

① 坂井市の概要

人口	89,956人
世帯数	32,531世帯
面積	209.67km ²
高齢化率	28.8%

教育 : 公立小学校数 19 校 公立中学校数 5 校

子ども : 子育て世代包括支援センター 1 か所

高齢 : 地域包括支援センター 委託 4 か所

障害 : 基幹相談支援センター (2 市広域設置) 1 か所、委託相談支援事業所 3 か所

困窮 : 生活困窮者自立支援機関 1 か所

地域 : まちづくり協議会 23 拠点、地域福祉推進基礎組織 36 拠点、

民生委員・児童委員 173 人、主任児童委員 11 人、福祉委員 661 人



▲坂井市役所前にて集合写真

① 重層的支援体制整備事業の経緯

- ・平成 28 年に市民が相談しやすいワンストップ窓口として「福祉総合相談室 (生活困窮所管課)」が誕生したが、所管課がたらいまわしではないか・連携不足を加速させるのではという問題意識を持っていたため、平成 29 年に多機関の協働による包括的支援体制構築事業のモデル事業に手上げ。
- ・平成 29 年相談支援包括化推進会議の立ち上げに向けて、高齢・障害・生活困窮所管課による事務局を設置。
- ・多機関で検討する新たな会議体 (坂井市相談支援包括化会議) を設置。相談や地域づくりについて基本的なルールを検討。
- ・平成 30 年度より連携型の相談支援体制を試行。
- ・令和 3 年 4 月から重層的支援体制整備事業の開始。

③ 組織体制

福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長 1 名 ・ 課長補佐 1 名 ・ 事務職員 1 名 ・ 相談支援包括化推進員 2 名 	<ul style="list-style-type: none"> I 相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
福祉総合相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室長 1 名 ・ 生活保護 SV 1 名 ・ 生活保護 CW 3 名 ・ 事務・経理担当 1 名 ・ 健康管理支援員 1 名 ・ 主任相談支援員（社協） 1 名 ・ 相談支援員（社協） 1 名 ・ ひきこもり支援員 1 名 ・ 就労支援員（社協） 1 名 ・ 家計改善支援員（社協） 1 名 ・ 就労準備支援員 2 名 <p style="text-align: right;">計 21 名体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>就労支援</u> → 生活保護受給者等就労自立促進事業 <u>就労準備</u> → 就労準備支援事業 <u>家計改善支援</u> → 家計改善支援事業 <u>健康管理支援</u> → 健康管理支援事業 <u>その他の支援</u> → 関係機関・他制度

④ 現在の主な事例

坂井市は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備した。また、行政からの押し付けでなく、地域住民等が「必要だと感じること」を「住民がやりたい」形で実現できるよう支援し、持続可能な地域の体制づくりに取り組んでいる。

主な事例として、地域マネジメント手法を用いて、地域住民等が対話を通して地域の魅力と課題を整理、把握、分析し、自分たちにとって暮らしやすいまちとなるよう住民ワークショップを実施し、地域住民主体による福祉のまちづくりを推し進めている。そのほかにも、高齢者の免許返納後の買い物支援、支援対象者による参加型の企画、地域会社での就労支援、学生へのアウトリーチ事業など多岐にわたる。現在、市と市社会福祉協議会が一体となり、イメージを共有しながらこれからの坂井市における地域福祉の方向性とそれぞれの役割について話し合いを進めている。

3) まとめ

包括的相談支援事業は、高齢、障害、子ども、困窮といったこれまでそれぞれ専門的な窓口で実施してきたものを重ね合わせることで、行政内部においては組織の変更まで視野に入れる必要がある。また、坂井市では同志社大学の教授など外部の知恵や人材を活用することで、上手く事業を実施している。当市の事業実施においても、専門的知識を持つアドバイザーの意見を取り入れる必要性を感じた。

2. 【農福連携について】

福井県あわら市 NPO 法人ピアファーム

1) 視察の目的

あわら市は、平成 13 年に県内の社会福祉法人から「農業を通じて障害を持つ人たちに働く場を提供するとともに、後継者不足となっている地域農業の担い手として、地域に貢献すること」を目的に会社を設立し、障がい者に就労の場を提供し地域農業の担い手としての取り組みを行っている。その農福連携事業の取り組みについて視察した。

2) 調査事項・概要

① 基本情報

法人設立：平成 20 年 2 月 25 日

所在地：福井県あわら市

地域指定：平地農業地域

種別：就労継続支援 B 型

事業収益：42,560 千円（令和 3 年実績）

職員数：12 名（パート職員 7 名）

選定表彰：第 6 回耕作放棄地発生防止・解消表彰事業・全国農業新聞賞

第 16 回ヤマト福祉財団小倉昌男賞受賞

「ディスカバー農産漁村の宝」第 4 回全国選定ほか

主力商品：梨、ナシジュース、ぶどう、ブドウジュース

地域資源：果樹園



▲ぶどうの木の下で視察する様子

③ 事業目的

福井県あわら市、坂井市にまたがる坂井北部丘陵地での障がい者就農と農産物の生産販売に特化した就労継続支援 B 型事業として下記のことを事業目的に掲げている。

- ・障がい者等の就労と自立支援と所得保障
- ・産地の継承と新たなブランド商品・農産物の栽培生産
- ・農産物の販売、地産地消を推進し振興・活性化を図る
- ・栽培生産、販売で地域創生、貢献と人材の育成
- ・観光農業・公苑化を通じて交流人口を増やす

② 取組概要

- ・高齢化で担い手不足のナシ農園を引き受け、耕作放棄地も再生し、ぶどう及び野菜を栽培。現在の耕作面積は 7.1ha で次年度以降も拡大予定。
- ・ASIAGAP 認証を取得して、安全な農産物、環境に配慮した農業、生産者の安全と事故防止を徹底。
- ・6 次産業化認定事業者、梨ジュースを製造・販売するほか、ゼリーやジャムなどの加工も実施。
- ・観光農業公苑として「癒しの果樹園あわらベルジェ観光ブドウ園」を開設、4,600 人の来苑

者や修学旅行の生徒も受入れ。

- ・市内外の農業者 180 戸が出荷する地産地消を推進する農産物直売所 3 か所の設置、地域に愛されるスーパーを展開。

③ 取組の成果

- ・生食ぶどうについては、22 品種を栽培。年間 90 日以上の出荷。
- ・梨とぶどうのジュースは平成 28 年以降、毎年 1,000 本～1,500 本を販売。ふるさと納税の返礼品として好評を得る。
- ・平均事業収入は、栽培と販売を合わせて年間 1 億 3,000 万円程度。

④ 現場の声

- ・スタッフと一緒に作業することを基本として、初めにやり方を伝えた後は自分で作業を進める。最後に点検や確認をスタッフと行う。除草や枝集めなど 1 人でリラックスして楽しみながら作業を行っている。
- ・農業経験のある地域の高齢者、保護者などに農作業協力支援を仰いでいる。
- ・梨やぶどう等果樹栽培については自分たちで栽培技術を習得している。(栽培、調整、販売が自分たちでできるからこそ収益が上がる)
- ・事故やケガがないように進めることを前提に作業計画を実施している。
- ・雨や雪などの時はビニールハウス内での作業を組み込んでいる。
- ・コツコツと作業をこなす利用者特性を生かすことができる。
- ・働くことを基本としているため、生活支援は相談事業所に依頼している。

3) まとめ

現在、就労継続支援 B 型において、就労支援と生活支援の両方を行う職員の精神的・肉体的負担の増大や工賃の低さが全国的に課題となっている中、ピアファームでは、就労支援や生活支援は行っていないため負担が少ない。賃金の課題に関しては設備投資を民間資金の活用により積極的に行い事業拡張を展開する手法により、全国平均を大きく上回る月額 4 万円の支払いを可能としている。

耕作放棄地の解消方法としての農福連携事業についての可能性を感じた。恵那市においては栗園の事業展開も可能性があると感じた。新規事業の企画においては、福祉サイドからの事業展開ではなく農業分野からの発案が有効的である。農業における労働力不足の解消及び耕作放棄地の解消を合わせて解決できる方法としては農業者に理解を広めていく必要がある。



▲説明を受ける委員



▲ぶどう園

3. 【子育て施策について】

富山県南砺市 南砺市役所

1) 視察の目的

南砺市は、子育て支援施策としてさまざまな助成や支援を行い、子育て世代が住みたいまちに選ばれた。令和2年度から「切れ目のない支援」、「誰一人取り残さない支援」としてさらに子育て支援に力を入れている。これらについて視察をした。

2) 調査事項・概要

① 支援施策の種類（令和2年度から拡充や強化したもの）

- ・ 出生祝い金 → 一律10万円
- ・ なんとのお宝お祝い事業 → 市内職人による木製品の贈呈
- ・ 保育園無償化 → 3～5歳児、平均的家庭で60万円軽減（3年間）
(住民税非課税世帯0～2歳児も対象)
- ・ 子育て応援制度 → 高校生通学定期券補助・医療費助成、入学卒業祝い金
(ひとり親家庭・低所得世帯対象)
- ・ 未来をひらく子育て支援 → 保護者と共に非認知能力を育む
- ・ 居場所づくり事業 → 保護者と共に地域の子育て力を高める
- ・ SNSを活用した事業 → 保護者同士のネットワークづくり、安心できる相談体制充実
わかりやすい子育て情報の発信
妊娠期からの仲間づくりを支援し、子育ての孤立防止と不安
解消につなげる
- ・ その他 → ワーク・ライフバランスの推進
家庭内の子育て力の向上支援、児童虐待防止対策の強化



▲南砺市役所前にて集合写真

② デジタルを利用した取り組み

【ICT支援システム導入】

市立保育園の緊急連絡体制を構築するため、令和3年4月、保育園ICT支援システム「CODMON」を導入。保護者アプリ活用で、緊急連絡時の一斉配信、出欠や遅刻のワンタッチ申請で、保護者と保育園双方の利便性を図っている。また、月案週案や日誌、連絡帳など多くの手書きの書類をICT化することで、こどもと向き合う時間を増やし、保育の質の向上を図っている。

【子育て支援アプリ導入】

子育てに関するすべての窓口を子育て支援アプリ「なんとHug」を市独自で開発。分かりやすい子育て情報の発信、相談窓口への案内、電話や外出が苦手な方のための相談体制の充実、子育て世代の交流や仲間づくりに活用している。

アプリでは、直接メッセージにて相談をすることで、専任職員（保健師）が対応する。また、保護者同士が交流できる場として、交流掲示板が設けられている。子どもの健康教室などの申込もできるため、このアプリの導入は子育て支援にはかなり効果的である。

③ 今後に向けての取り組み

現在、南砺市では南砺市子どもの権利条約づくり事業を開始している。子ども権利条約とは、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守るように国連総会で決められている約束。南砺市も誰一人取り残さない子どもも大人も共に幸せに暮らせるまちを目標に、令和4年度中の条例制定を目指している。

3) まとめ

南砺市は、総合戦略に子育て支援をメインに位置付けられている。出産お祝い金事業の10万円支給については、過去にはもっと多額かつ多子割増のような制度で実施していたが、そこから平等性を考慮し現在の形になった。効果については一定の効果があるものの、抜本的な解消までには至らないとの見解。

恵那市においても子育て世代が一番求めている経済的な支援についてまずはしっかり対応し、その上で相談事業などの細かな事業を展開していくことが必要だと感じた。

特に今の子育て世代はスマホの所有はあたりまえで、普段の生活の中でも使用されていることから、相談やネットワークづくりなど安心して利用できるアプリは有効だと考えられる。重層的支援体制整備のなかで子育てに限らず検討する余地があると考ええる。



子育て支援アプリ
なんと Hug

4. 【特定健診向上の取り組みについて】

富山県南砺市 南砺市役所

1) 視察の目的

南砺市は、令和4年度より高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業を後期高齢者医療広域連合と委託契約を実施している。医療機関等と連携をとることにより特定健診受診率が全国平均をはるかに上回る推移で向上している。その施策について視察をした。

2) 調査事項・概要

① 健診等の状況

人口：48,448人（令和4年3月末現在）

被保険者数（国保）：9,728人（令和4年3月末現在）

	対象者数	実施数	実施率
特定健康診査	7,836人	4,472人	57.1%
特定保健指導	627人	530人	84.5%

（令和3年度法定報告速報値）

② 受診率向上対策の取組

年度	対策	増減	受診率
平成28年度	健康診査結果情報提供（本人）	1.1ポイント増	63.1%
平成29年度	継続（受診勧奨コール終了）	0.6ポイント減	62.5%
平成30年度	診療情報提供（市医師会依頼） 受診勧奨訪問（3年未受診者など）	0.4ポイント増	62.5%
令和元年度	継続	0.4ポイント増	62.9%
令和2年度	健診期間1か月延長 受診勧奨ハガキ送付中止（年2回→1回） 集団健診人数制限（完全予約制）	6.2ポイント減	56.7%
令和3年度	令和2年度同等に実施 未受診者チラシ送付 （過去3年→過去2年健診未受診及び、医療機関未受診）	0.4ポイント増	57.1%

③ 未受診者への対応

- ・受診券の裏に本人記載の「健康診査等結果提供書」を印刷。同等の検査をしている方には結果を持参してもらう。
- ・健診受診案内チラシに「受けられない理由」をWebで申請できるようにし、検査データ写真で添付し送付してもらう。

- ・医療機関に通院者の「診療情報提供」を依頼する。
- ・健診未受診者に訪問。健診受診勧奨及び、通院状況、生活状況の確認を実施。

④ 南砺市の特色

【特定健康診査】

1. 毎年同時期に健診期間を限定して実施。
2. 受診勧奨通知（ハガキ）を現年度の未受診者にタイムリーに送付する。
 - 1回目…9月上旬に最終期限の1か月前を周知（8月中旬までの受信状況に基づき実施）
 - 2回目…10月中旬に集団健診開催を案内（9月末までの個別健診を受けなかった者）
3. 受診券送付封筒に必要事項を記載し、周知する。
4. がん検診の同時実施と受診券の同封。
5. 本人からのデータ提供、診療情報提供を活用する。
6. 健診未受診者へ優先順位をつけて訪問。
7. 若い世代から継続して健診を受診する体制づくり。



▲説明を受ける委員

【保健指導】

1. 健診受診後、タイムリーに健診結果説明会を行う。
2. 集団教室を廃止し、各自の血液データに基づく個別指導や評価のための血液検査の実施。
3. 地区担当制で、対象者全員にアプローチを行う。特定保健指導は初回面接90%以上を目標。
4. 市内医療機関と連携し、受診勧奨、重症化予防を実施。
5. 事例検討による自己研鑽。

3) まとめ

南砺市は、特定健診受診率が直近で全国5位、特定保健指導が全国2位という結果を出している。平成20年度がターニングポイントとなっており、その後は受診率60%を超える状況がずっと続いていることから、一度底上げをすればその後においても持続可能であると実感した。低受診率の原因は、健診に対する住民の理解不足であることが判明し、それを解決するため地域へ出向き、説明会開催などのPR強化を行った。

また、医療費と特定健診受診状況との関連については、一般的には特定健診受診者の1人当たり医療費は、未受診者よりも低いと言われていることや、健診受診率を上げると外来1人当たりの医療費が下がる可能性があると言われていることについて、健診受診者と未受診者とは、医療費について約1.5倍の差があること分かった。このことから、改めて特定健診の受診率向上の重要性に気づかされた。特定健診受診率の向上は、医療費削減においても有効に働くため、恵那市においても、まずは市民に対してその重要性を理解してもらう努力をするべきである。また、再度取り組み状況等を見直し、さまざまな施策展開をする必要性を感じた。

5. 【マイナンバーカードによる窓口支援について】

新潟県三条市 三条市役所

1) 視察の目的

三条市では全国で初めてマイナンバーによる窓口支援施策として、申請書記載の簡素化や交付手数料の割引を行っている。その他マイナンバーに関連した様々な独自サービスを行っており、その施策や効果等について視察した。

2) 調査事項・概要

① マイナンバーカードの独自サービス

- ・ 証明書コンビニ交付（全国のコンビニで取得可能、手数料の割引）
- ・ 窓口支援（申請書記載不要、手数料割引等、300種類の申請書出力可能）
- ・ 図書の貸し出し（図書利用カード同様の機能付与）
- ・ 選挙の投票入場受付（投票入場券として利用可、期日前投票宣誓書の記載省略）
- ・ 避難所の入退所受付（一人のカードで避難世帯全員を受付可能、迅速な安否確認等実現）
- ・ 職員の出退勤管理（職員の出退勤自国の記録、在庁者情報の管理、残業等チェック可能）
- ・ 民間優遇サービス（温泉施設入館料割引、飲食店割引など）

② 独自サービスのポイント

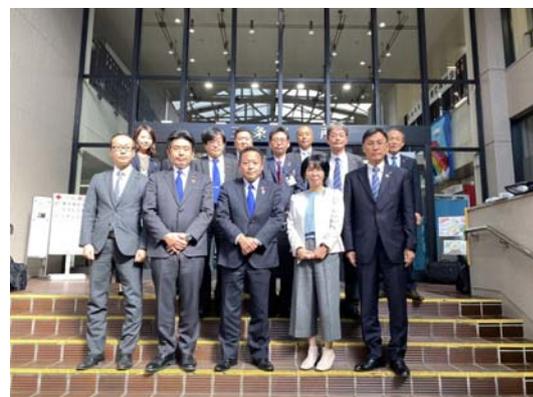
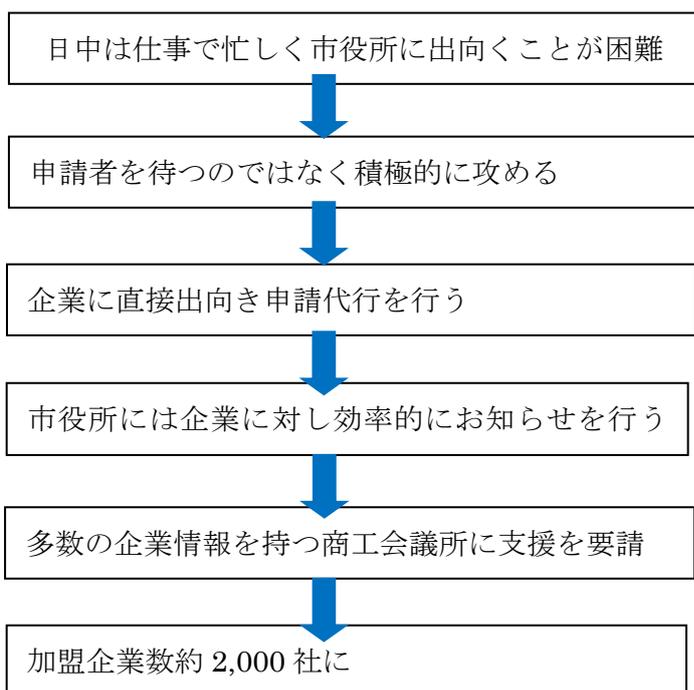
- ・ 基本10年間の有効期限
- ・ 原則パスワード省略（カードAPによる認証方式を採用）
- ・ 住民情報系システム共同化の一機能として導入し大幅圧縮
- ・ 条例制定が必須

③ マイナンバーカードの普及活動

平成29年度	自治会への出前講座・申請代行 → 11自治会/205人
	市内商業施設等での申請代行サポート
令和2年7月	イオン三条店に特設窓口設置
令和3年10月	市内スーパー駐車場にて申請代行実施
令和4年8月	市内公民館でも申請代行実施

□企業訪問による出張申請代行を令和2年度から現在にかけて実施中。

市民に対するマイナンバーカード取得の継続的な周知を行うも申請・交付件数は伸び悩み…



▲三条市役所前にて集合写真

★実績

- ・令和2年度 68社 581人
- ・令和3年度 54社 614人

★取り組み成功のカギ

商工会議所の全面的な協力が得られたこと

3) まとめ

独自サービスを多く実施している背景には、住基カードの時代から自治体クラウドを4市1村で構築するなどのデジタル化における経費の節減や条例等の整備に対して積極的に取り組んできたことなどがある。その推進力になったのが担当者のスキルの高さや上司等の理解であった。

総合窓口支援については、約300種類の申請書についてマイナンバーカードを利用することにより、住所、氏名等の基本情報の記載を省略したり、転入、転出等のイベントごとの手続を画面上で確認できたり、各種窓口手続きを“より優しく”“よりスピーディー”に行う工夫を行っていた。

当市においては、総合行政システムへの移行が完了しており、窓口支援といったところでは、現状のシステムでも支障はないと考える。また、マイナンバーカードによる住民票等のコンビニ交付は、当市においてはコスト面等の理由により実施していないが、三条市の実績を見ると年々増加傾向であり、直近では12%まで伸びてきていることを考えると再検討をしても良い時期にきたのではと考える。常に費用対効果を考慮しながらマイナンバーカードの自治体の独自利用は考えるべきだと感じた。